

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会 運営要領（案）

令和2年4月21日

検討委員会決定

1. 委員長は、議長として検討委員会の議事を整理する。
2. 委員長は、委員長代理を指名することができる。
3. 検討委員会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、検討委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 検討委員会における配布資料は、原則として、検討委員会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、委員長の判断により配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
5. 検討委員会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、委員長の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
6. 委員長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
7. この要領に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

以上

新 旧 対 照 表

新	旧
特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会 運営要領 1. ～ 3. (略) 4. 検討委員会における配布資料は、原則として、検討委員会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、委員長の判断により配布資料 <u>の全部又は一部</u> を非公表とすることができる。 <u>5. 検討委員会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、委員長の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。</u> <u>6.</u> 委員長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。 <u>7.</u> この要領に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。	特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会 運営要領 1. ～ 3. (略) 4. <u>議事要旨及び</u> 検討委員会における配布資料は、原則として、検討委員会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、委員長の判断により配布資料を非公表とすることができる。 <u>(新設)</u> <u>5.</u> 委員長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。 <u>6.</u> この要領に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。